

旧緊急時避難準備区域で野菜を栽培している申立人について、原発事故に伴う稲作の自粛より組合管理の揚水機場の稼働が停止されたため、畑に給水するために設けた井戸の設置費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解する。

記

損害項目 ①井戸設置費用（追加的費用も含む）
②弁護士費用

期 間 自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として55万6200円の支払義務のあることを認める。

（内訳）

①井戸設置費用（追加的費用も含む）	54万0000円
②弁護士費用	1万6200円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年4月23日

（仲介委員 豊田愛祥）